3　災害補償制度の運営

⑴　補償制度の適正な運営

平成27年１月現在、26の府省等及び９の特定独立行政法人等が実施機関として被災職員等に対し補償及び福祉事業の直接的な実施に当たっており、人事院は、実施に係る基準等を定めるほか、各実施機関における公務災害及び通勤災害の認定、障害等級の決定等について、必要に応じて協議、相談に応じている。

また、災害補償業務の迅速かつ公正な実施の確保のために、実施機関の担当者を対象とする研修等を毎年行っており、平成26年度は表５－２のとおり研修等を実施した。

表5-2　平成26年度における研修等実施状況

研修等の名称	実施期間	参加対象者	参加者数
災害補償担当官会議	1日	本府省等の担当者	50人
本府省等災害補償実務担当者研修会	3日	本府省等における災害補償業務に係る経験年数が1年未満の担当者	86人
災害補償業務研究会	2日	本府省等における災害補償業務に係る経験年数が1年以上の担当者	58人
災害補償実務担当者研修会（人事院の各地方事務局（所）において開催）	各1～2日	地方機関の災害補償事務担当者等	422人

⑵　年金たる補償等の支給に係る承認

各実施機関が年金たる補償又は特別給付金の支給決定を行う場合には、人事院において承認手続を通じて災害の内容や補償額などを確認している。平成26年度の承認件数を補償等の種類別にみると、表５－３のとおりである。

表5-3　平成26年度における年金たる補償等の支給に係る承認件数

（単位：件）

補償等の種類	承認件数計	公務災害	通勤災害
傷病補償年金	0	0	0
障害補償年金	11	7	4
遺族補償年金	15	13	2
傷病特別給付金（年金）	0	0	0
障害特別給付金（年金）	9	6	3
遺族特別給付金（年金）	13	11	2

⑶　民間企業の法定外給付調査

毎年人事院が実施している「民間企業の勤務条件制度等調査」の中で、労働者災害補償保険法による給付以外に個々の企業が独自の給付を行ういわゆる法定外給付に関して調査を行っている。

平成25年の調査結果をみると、業務災害による死亡について54.5％、通勤災害による死亡について47.3％の企業が法定外給付を行っている。

第８節　監査

人事院は、職員の給与、健康安全及び公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の適正な実施等を確保するため、給与簿監査、健康安全管理状況監査及び災害補償実施状況監査を実施している。

1　給与簿監査

職員の給与が法律、規則等に適合して行われることを確保することを目的に、給与簿の検査を行うとともに、不当事項等を発見したときには、事後措置として、その是正の指示その他必要な指導を行う給与簿監査を毎年実施している。

平成26年度は、平成17年改正給与法に基づく俸給制度の適用状況、諸手当の認定等に重点を置いて586機関を対象として実施した。

監査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の指示その他必要な指導を行った。

2　健康安全管理状況監査

職員の保健及び安全保持が法律、規則等に適合して行われることを確保することを目的に、その実施状況について監査を行うとともに、不当事項等を発見したときには、事後措置として、その是正の指示その他必要な指導を行う健康安全管理状況監査を毎年実施している。

平成26年度は、有害物質を扱う業務、設備等を多く保有する機関等を中心に56機関を対象として実施した。

監査の結果、重大な健康障害や災害に直結するような違反等は認められなかったものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の指示その他必要な指導を行った。

3　災害補償実施状況監査

職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び福祉事業が法律、規則等に適合して行われることを確保することを目的に、その実施状況について監査を行うとともに、不当事項等を発見したときには、事後措置として、その是正の指示その他必要な指導を行う災害補償実施状況監査を毎年実施している。

平成26年度は、平成24年４月１日以降に行われた公務上の災害又は通勤による災害の認定並びにこれらの災害に係る補償及び福祉事業の実施状況を中心に20機関を対象として実施した。

監査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の指示その他必要な指導を行った。

第９節　服務及び懲戒

国公法第96条第１項は、服務の根本基準として、「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定している。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、職務上知り得た秘密を守る義務、争議行為及び信用失墜行為の禁止、政治的行為の制限、私企業からの隔離などの職員に対する服務上の制限を課している。また、服務規律保持のために、非違行為に対する懲戒制度が設けられている。

これを受けて、任命権者においては、職員に服務義務違反が生じた場合に、速やかにその事実関係を十分把握した上で懲戒処分を行うなど厳正に対処することが求められる。また、人事院においても各府省等に対し、従来より種々の機会を通じて、服務規律の保持と再発防止策の実施について徹底を図っている。

1　服務

職員の服務に関する事項のうち、政治的行為の制限、私企業からの隔離等については人事院が直接所掌している。これらの事項については、制度の周知徹底や適正な運用の確保を図るため、平成26年度においても、各府省等に対し、担当者会議や日常の具体的事例に関する照会回答等の機会を通じて、適切な処理についての指導を行った。